

【資料４】

チーム対抗型ウォーキングイベント運営業務委託 企画提案競技審査要領

１ 目 的

この要領は、チーム対抗型ウォーキングイベント運営業務委託企画提案競技実施要領に基づき、企画提案競技を公正かつ適正に審査するため必要事項を定める。

２ 審査委員会

- (１) 審査の公平性を確保するため、審査委員会による審査を行うこととし、事務局は、秋田県健康福祉部健康づくり推進課調整・健康寿命延伸チームに置く。
- (２) 審査会の委員は、次の者をもって構成する。
 - ア 秋田県健康福祉部健康づくり推進課長
 - イ 秋田県健康福祉部健康づくり推進課政策監
 - ウ 秋田県健康福祉部健康づくり推進課長が指名する者１名
- (３) 審査委員会の委員長は、秋田県健康福祉部健康づくり推進課長とする。
- (４) 秋田県健康福祉部健康づくり推進課長は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聴くことができる。
- (５) 審査委員会は非公開とする。

３ 審査方法

提出された会社概要、企画提案書、経費見積書、その他の資料及び企画提案者によるプレゼンテーションにより審査を実施する。

４ 審査の評価方法等

- (１) 評価方法
 - ① 審査委員ごとに、別添「企画提案競技評価票」を用いて行う。
 - ② 評点は、評価項目それぞれについて５段階で行い、評価項目ごとの重要度に応じた係数を乗じて評価点を算出する。ただし、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」の取組に関する加点については上記評価方法によらず、条件をみたした項目について別紙のとおり評価点を与えるものとする。
- (２) 評価項目及び評価観点
別添「企画提案競技評価票」のとおり。
- (３) 評価基準

評価点	評 価 基 準
５	提案内容が特に良い
４	提案内容が良い
３	提案内容が普通である
２	提案内容がやや劣る
１	提案内容が劣る

５ 受託候補者の選定

- (１) 上記５により算出した審査員ごとの評価点数を合計し、点数の高い順に順位を付けることとし、第１位順位を委託候補者として選定する。ただし、合計点が満点の６割に満たさない場合には、委託候補者を選定しないことがある。
- (２) 合計点が同じ者があった場合には、審査員が協議し、最終的な順位を決める。

「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組の評価基準

評価項目	設定区分				配点	
	大区分	小区分				
賃金水準 の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※1	1.50%以上		3	最大 5	
		2.00%以上		4		
		3.00%以上		5		
		「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法※3 次世代法※3	各 0.25	最大 0.5	
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1	最大 3	
	法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5		
			プラチナえるぼし	2		
		次世代法 ※3	くるみん	1.5		
			プラチナくるみん	2		
	若者雇用促進法※3	ユースエール		0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※4			各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※4				
		子ども・子育て支援知事表彰 ※4				
男女共同参画社会づくり表彰						

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度(JV)又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認

定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※ 3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

※ 4 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和 7 年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。